独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社富士ピー・エス		コード	1848
提出日	2020/5/29	異動（予定）日	2020/6/19	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議され、その構成が一部変更になったため。（但し、独立役員の指定に変更なし）			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	千田　善晴	社外取締役										○					新任	
2	戸田　康一郎	社外取締役											○				新任	
3	中村　藤雄	社外取締役										○	○					
4	新関　輝夫	社外取締役	○													○		有
5	関　照夫	社外監査役										△					新任	
6	田嶋　典明	社外監査役										△						

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	i.九州電力株式会社 .議決権保有比率12.94%	他社で長年培った豊富な経験・知識を当社の経営に活かして頂くために、社外取締役に選任した。また、同氏は当社の主要株主の業務執行者を兼務しているが、同社から取引関係や人的関係を通じて当社に対する影響力はないことから、社外取締役としての独立性は確保されていると判断している。
2	j.鉄道用ＰＣマクラギの販売、工事請負契約	他社の経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かして頂くために、社外取締役に選任した。また、同氏は当社の主要株主ではなく、取引関係や人的関係を通じて当社に対する影響力はないことから、社外取締役としての独立性は確保されていると判断している。
3	i.太平洋セメント株式会社 議決権保有比率18.04% j.セメント等の購入	他社のこれまでの業務経験を当社の経営に活かして頂くために、社外取締役に選任した。また、同氏は当社の主要株主の業務執行者を兼務しているが、同社から取引関係や人的関係を通じて当社に対する影響力はないことから、社外取締役としての独立性は確保されていると判断している。
4		同氏は、大学の名誉教授、法学博士としての高い法的見識に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分果たして頂いており、また、弁護士としての豊富な知識や経験を当社のコンプライアンス経営に活かして頂くために社外取締役に選任した。なお、当社と一切の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任した。
5	i.過去において、当社の主要株主である九州電力株式会社の業務執行者であった。	他社の監査役としての長年の経験から監査業務に精通しており、当社の適正な企業活動への助言及び監査をいただけるものと判断し、社外監査役に選任した。なお、同氏は以前に当社の主要株主の業務執行者であったが、同社から取引関係や人的関係を通じて当社に対する影響力はないことから、社外監査役としての独立性は確保されていると判断している。
6	i.過去において、当社の主要株主である九州電力株式会社の業務執行者であった。	他社のこれまでの業務経験をもとに、公正・中立の立場から当社の適正な企業活動への助言及び監査をいただけるものと判断し、社外監査役に選任した。なお、同氏は以前に当社の主要株主の業務執行者であったが、同社から取引関係や人的関係を通じて当社に対する影響力はないことから、社外監査役としての独立性は確保されていると判断している。

4．補足説明

（社外役員の独立性基準）
1. 現在又は過去において、当社又は当社子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人でない者。
2. 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の使用人でない者。又は最近5年間において当社の現在の主要株主の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の使用人でない者。
3. 当社の主要な取引先でない者（当社の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを行っていない者。以下同じ。）又はそれらの者が会社である場合、当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人でない者。
4. 直近2事業年度において、当社から役員報酬等以外に平均して年500万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントでないこと。
5. 当社において、現在独立役員の地位にある者が、独立役員として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要する。ただし、社外取締役の在任期間と社外監査役の在任期間は通算しない。

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。